

「滋賀県感染症予防計画」の概要

改定にあたって

- 平成12年3月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第10条の規定に基づき計画を定め、感染症対策を実施
- 「結核に関する特定感染症予防指針」の改正（平成23年5月）、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の制定（本年5月）等を踏まえて改定

第1 感染症の予防の推進の基本的な事項

- 事前対応型行政の構築
- 感染症対応の基本的な方向 **【新規】**
→ WHO国際保健規則に従い情報収集・評価・報告
- 県民一人ひとりに対する感染症の予防・治療に重点を置いた対策、④人権の尊重
- 健康危機管理の観点に立った迅速・的確な対応
- 県等の役割、⑦市町の役割、⑧県民の役割
- 医師等の役割、⑩獣医師等の役割 **【新規】**
→ 獣医療関係者、動物取扱業者の責務
- 予防接種

第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

- 基本的な方向、②感染症発生動向調査
- 結核に係る定期の健康診断 **【新規】**
→ 市町、事業者の報告に対して必要な指示
- 食品衛生対策・環境衛生対策との連携
- 各関係機関・団体との連携、⑥保健所・衛生科学センターの役割分担と両者の連携

第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

- 基本的な方向、②健康診断、就業制限・入院
- 感染症診査協議会、④消毒等の措置、⑤積極的疫学調査、⑥食品衛生対策との連携、⑦環境衛生対策との連携、⑧各関係機関・団体との連携

第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

- 基本的な方向、②感染症指定医療機関の整備
→ 第二種感染症病床を2増床（湖南圏域）

圏域名	医療機関の名称	病床数
大津	大津市民病院	6
湖南	済生会滋賀県病院	6
甲賀	公立甲賀病院	4
東近江	近江八幡市立総合医療センター	4
湖東	彦根市立病院	4
湖北	長浜赤十字病院	4
湖西	高島市民病院	4

③結核に係る医療の提供 **【新規】**

医療機関の名称	結核病床	モデル病床
大津市民病院	10	—
○社会保険滋賀病院	10（休床27）	—
公立甲賀病院	—	2
○国立病院機構滋賀病院	16	4
彦根市立病院	10	—

- ○印の「中核的な病院」を中心に医療体制を整備
→ 結核指定医療機関を指定
- 患者移送の体制、⑤感染症に係る医療の提供
 - 各関係機関・団体との連携

第5 感染症・病原体等に関する調査、研究に関する事項

- 基本的な方向、②県等における感染症に関する調査、研究の推進、③各関係機関・団体との連携

第6 病原体等の検査実施体制・検査能力の向上に関する事項

- 基本的な方向、②病原体等の検査の推進
- 検査情報の収集・分析・公表の体制構築
- 各関係機関・団体との連携

第7 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

- 基本的な方向、②県等における人材の養成
- 医師会等における人材の養成
- 各関係機関・団体との連携

第8 感染症に関する啓発・知識の普及、感染症患者等の人権の尊重に関する事項

- 基本的な方向、②啓発・知識の普及、患者等の人権の尊重のための方策、③関係各機関との連携

第9 緊急時における感染症の発生の予防・まん延防止、医療の提供のための施策に関する事項

- 基本的な方向 **【新規】**
→ 一類・二類感染症の対策をマニュアル等で規定
→ 新型インフルエンザ等対策行動計画を策定
→ 新感染症の発生時は、国に協力を求めて対応
- 緊急時の感染症発生予防・まん延防止 **【新規】**
→ 新型インフルエンザ出現時の監視体制の強化
→ 緊急時の積極的疫学調査、情報収集と提供
→ 医療関係者への協力要請、迅速・的確な対策
→ 国との十分な連携、協力による対策
→ 検査機関職員等の派遣、感染防止に協力
→ 新感染症等の場合、国に専門家の派遣要請
- 緊急時の医療提供 **【新規】**
→ 一般医療機関への緊急避難的な患者入院
→ 必要な医薬品の備蓄・確保
- 緊急時の国との連絡体制
⑤緊急時の地方公共団体相互間の連絡体制
⑥緊急時の関係団体等との連絡体制

第10 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

- 施設内感染の防止、②災害時の感染症対策
- 動物由来感染症対策、④外国人に対する適用